

「滋賀県行政経営方針2019」実施計画の取組状況（令和元年度）一覧

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(1)人材	①組織の基 盤となる多 様な人材の 確保	(ア)採用活動の強化 a 大学等での採用説明会や各種セミナーの開催およびリク ルーター制度の活用 b インターンシップ制度の充実 c インターネットを活用した情報発信	(ア)採用活動の強化 a 競争試験全体において平成30年度を上回る 受験者数の確保	行政（アピール試験型）におけるSPIの導入や経験者採用試験にお ける東京での試験実施など、受験者確保に一定の効果はあったも の、民間企業の採用意欲が非常に高く、人材確保競争が厳しい 状況である。次年度に向けて、より多くの受験者数を確保できるよ う、受験者層の動向を踏まえた試験制度等の検討を行うとともに、 情報発信の強化に努める。	民間企業の採用意欲が非常に高く、人材確保競争が厳しくなっ ていることなどから、令和元年度の競争試験の受験者数は平成30年 度を下回る結果(125人減、前年比87.5%)となった。	競争試験全体において、前年度を 上回る受験者数の確保。	2
				b インターンシップ実習生における採用試験受 験者数の割合 40%	・平成30年度の実習生に令和元年度採用試験案内等を送付。 ・8月19日（月）～8月30日（金）に実質10日間のインターンシップ実 習を実施。 ・44名の学生の受入れを行った。	・41.9%(平成30年度の実習生31名のうち13名が令和元年度採用 試験を受験。)	・令和元年度の実習生44名のうち 令和2年度採用試験受験者40%超 ・50名以上の学生の受入れを行う。	4
				c 滋賀県職員採用ポータルサイト年間閲覧者 数を平成30年度比で10%向上	リニューアル後の採用ポータルサイトにおいて、採用案内パンフ レットの掲載など内容を充実させるとともに、説明会等での広報を 行った。また、WEB版滋賀県庁就職セミナー特設ページを開設し、 動画等の新たなコンテンツも追加した。	ホームページがリニューアルされた直後のアクセス数は低調であ ったものの、年度後半においては適当たりのアクセス数において前年 を上回る週は87%あり、年間の累積アクセス数は前年比99%と なった。	滋賀県職員採用ポータルサイトに おいて、平成30年度比で5%向上。	2
			(イ)試験制度の見直し	行政（アピール試験型）におけるSPIの導入や経験者採用試験にお ける東京での試験実施など、受験者確保に一定の効果はあったも の、民間企業の採用意欲が非常に高く、人材確保競争が厳しい 状況である。次年度に向けて、より多くの受験者数を確保できるよ う、受験者層の動向を踏まえた試験制度等の検討を行うとともに、 情報発信の強化に努める。	民間企業の採用意欲が非常に高く、人材確保競争が厳しくなっ ていることなどから、令和元年度の競争試験の受験者数は平成30年 度を下回る結果(125人減、前年比87.5%)となった。	競争試験全体において、前年度を 上回る受験者数の確保。	2	
			(ウ)任期付職員制度等の活用および会計年度任用職員制 度の円滑な導入と運用	(ウ)令和2年度に円滑に会計年度任用職員制 度が導入できよう、必要な手続きを令和元年度 中に実施	会計年度任用職員制度を構築し広く公募を実施した。		会計年度任用職員制度の適切な運 用を行う。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(1)人材	②職員 の意 欲や能 力を高 めるた めの人 材育成 の推進	(ア)人材育成基本方針に基づく研修等の取組の実施 研修など人材育成基本方針に基づく取組を実施し、その効果等を定期的に把握するとともに、情勢や環境の変化に応じて、基本方針の検証を行う。	(ア)人材育成基本方針に基づく研修等の取組の実施	○係長級研修および選択型研修(マネジメントコース)、OJT推進員研修の実施 ○選択型研修(スキルアップコース・若手育成プログラム)の実施 ○政策テーマ研究や自己啓発促進事業の実施	○係長級研修(修了者81名) ○選択型研修マネジメントコース修了者210名 ○OJT推進員研修(修了者209名) ○選択型研修スキルアップコース(修了者618名) ○選択型研修若手育成プログラム(修了者469名)	○人材育成を取り巻く課題を踏まえ、係長のスキルアップ等のOJT推進に向けた各職階の役割・意識啓発の強化、若手職員研修の充実、自らの学びの推進に取り組む。	4
			(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援 職場におけるOJTの実施状況等について定期的な調査を行い、人材育成推進会議等での議論を通じて、研修などの支援策に反映し実施する。	(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援 ・所属におけるOJTの実施率 平成30年度(2018年度) 77.7% → 100%	○人材育成推進会議(計4回)の実施および職員アンケート(12月～1月)を実施し、職員の意識、職場の現状等を把握。 ○係長級研修(修了者81名)および選択型研修(マネジメントコース)(修了者210名)、主査級職員を対象としたフォローアップ研修(修了者28名)、OJT推進員研修(修了者209名)を実施。	○所属におけるOJTの実施率 令和元年度(2019年度) 87.6%(係長級以上)	○人材育成推進会議の開催およびOJTに関するアンケートを実施する。 ○効果的なOJTや円滑な組織運営に向けて、係長のスキルアップの支援や各職階に応じた役割の意識啓発等の取組を行う。	2
			(ウ)組織目標の実施 各部署や課室が当該年度に重点的に取り組む項目およびその目標を明らかにし、共有することで、職務の使命・責務の再認識につなげ、職員の意欲と運搬感の向上を図る。		知事と各部署局長との協議を実施し、協議結果概要を庁内で共有した。 各部署および課室(地方機関除く)の組織目標を県ホームページで公開した。		知事と各部署局長との協議を実施し、協議結果概要を庁内で共有。 各部署および課室(地方機関除く)の組織目標を県ホームページで公開。	
			(エ)自発的な学びの促進 「自らの学び」に向けた意識の醸成を図るため、若手職員等が自主的に行う勉強会や研究会の開催を支援する。	(エ)自発的な学びの促進	若手職員グループが自主的に行う勉強会等の開催の支援、自治体法務検定の受検料等の助成および自治体大学校eラーニング・放送大学の講義の受講案内を行うとともに、「石積み」による自己啓発の取組の紹介を行った。	・自ら進んで研修や勉強会、交流会等に参加したり、読書やインターネット等を通じて日頃から情報収集に努めるなど、積極的にスキルアップに取り組む職員の割合:69%	○若手職員グループが自主的に行う勉強会等の開催の支援(講師謝金、資料購入費の助成)を実施	2
			(オ)職員提案の実施 職員からの施策提案を引き続き実施することにより、職員の柔軟な発想を積極的に生かす組織風土を醸成するとともに、県政のあり方について幅広い視野で意欲的に思考する人材を育てる。	(オ)職員提案の実施	職員からの施策提案を募り、2件の提案をいただいた。		職員からの施策提案を引き続き実施する。	4
			(カ)地域活動等への参加促進 職員の意識啓発や協働マインドの醸成に向け、研修等を通じて、「地域に飛び出す活動」等に取り組んでいる職員の事例や諸制度の紹介等を行い、活動への参加を促すとともに、多様な主体との協働を進めるための知識の習得を図る。	(カ)地域活動等への参加促進 ・自ら進んで研修や勉強会、交流会等に参加したり、日頃から情報収集に努めるなど、積極的にスキルアップに取り組む職員の割合:95%以上	○地域活動促進講座を実施(修了者28名)	○自ら進んで研修や勉強会、交流会等に参加したり、読書やインターネット等を通じて日頃から情報収集に努めるなど、積極的にスキルアップに取り組む職員の割合:69%	○地域活動等への参加意識を高めるための「地域活動促進研修」を実施	2
			(キ)県と市町等の人事交流の充実 省庁、他府県、県内市町、民間企業等との間で行っている派遣研修、人事交流等について、毎年度効果を検証して見直しを行い、相互交流の充実を図る。	(キ)県と市町等の人事交流の充実 ・いきいき新自治体交流研修の拡大 平成30年度(2018年度) 2市 → 4市町	○各市町に対し、標記研修への希望調査を実施の上、協力を依頼したところ。	○平成30年度(2018年度) 2市→3市	○引き続き、効果を検証して見直しを行い、相互交流の充実を図る。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(1)人材	③職員一人 ひとりの活躍 の推進	(ア)若手職員の育成の充実 職場における積極的な若手職員の育成を推進するため、研修等を通じた、学び合い・育ちあいに向けた意識啓発等の取組を実施する。	(ア)若手職員の育成の充実 ・自分の能力を十分に発揮できるような仕事・機会を与えられていると思う職員の割合 平成30年度(2018年度) 89% → 100%	○若手職員向けの選択型研修スキルアップコース(修了者618名)・若手育成プログラム(修了者469名)を実施。 ○ブラザー・シスター研修(修了者131名)や主事・技師級3年目研修(修了者121名)を通じて「後輩指導」能力の向上を図った。 ○OJT推進員研修にて「人材育成について」を実施。(修了者209名)	○自らの能力を仕事を通じて十分に発揮できていると思う職員の割合 令和元年度(2019年度) 77.2%	○若手職員向けの選択型研修(スキルアップコース)(法務・政策形成コース)の実施 ○若手職員の効果的な育成のため、選択型研修にて、「後輩指導研修」の導入 ○OJT推進員研修等の研修を通じて、若手職員の育成の重要性についての意識啓発を行う。	2
			(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援(再掲) 職場におけるOJTの実施状況等について定期的な調査を行い、人材育成推進会議等での議論を通じて、研修などの支援策に反映し実施する。	(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援(再掲) ・所属におけるOJTの実施率 平成30年度(2018年度) 77.7% → 100%	○人材育成推進会議(計4回)の実施および職員アンケート(12月～1月)を実施し、職員の意識、職場の現状等を把握。 ○係長級研修(修了者81名)および選択型研修(マネージメントコース)(修了者210名)、主査級職員を対象としたフォローアップ研修(修了者28名)、OJT推進員研修(修了者209名)を実施。	・所属におけるOJTの実施率 令和元年度(2019年度) 87.6%(係長级以上)	○人材育成推進会議の開催およびOJTに関するアンケートを実施する。 ○効果的なOJTや円滑な組織運営に向けて、係長のスキルアップの支援や各職種に応じた役割の意識啓発等の取組を行う。	2
			(ウ)定年延長制度の構築および再任用制度の見直し 国家公務員の定年延長等にかかる制度構築について情報収集を行い、定年延長および再任用制度の見直しを本県の実情にあわせて検討し、新たな制度を導入する。	(ウ)定年延長制度の構築および再任用制度の見直し ・国家公務員の制度見直しを踏まえて、速やかに定年延長等の制度を検討・実施	国家公務員の定年延長等にかかる制度構築について情報収集を行った。		引き続き国家公務員の定年延長等にかかる制度構築について情報収集を行うとともに、定年延長等の制度構築に着手する。	3
			(エ)女性職員の活躍の推進 平成30年度(2018年度)改定の「次世代育成支援および女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、研修や啓発等を通じて、誰もが活躍できる職場づくりを推進するとともに、県民サービスの向上に向け、女性職員の積極的な登用や中長期の視点に立った、幅広い業務経験を通じた人材育成に努める。	(エ)女性職員の活躍の推進 ・参事級以上に占める女性職員の割合 10.0%以上 ・係長職に占める女性職員の割合 20.0%以上	○「女性職員の活躍推進部会」を設置し、6回部会を開催し、男性職員の主体的な家事参加の促進に向けた数値指標や取組を検討した。 ○キャリアデザイン研修(修了者21名)、育児休業者復帰者研修(修了者8名)等各種研修を実施するとともに、相談窓口の運用等の取組を行った。	女性職員の活躍の推進 ・参事級以上に占める女性職員の割合 9.0% ・係長職に占める女性職員の割合 17.4%	目標(令和4年度)と同じ	2
			(オ)県における障害者雇用の今後のあり方検討 庁内関係所屬および庁外関係機関との協議の場を設置し、障害を有する職員への合理的配慮の内容や職域の拡大について、課題と対応を議論し、取組方針を策定する。以後、方針に基づく取組を実施する。	(オ)県における障害者雇用の今後のあり方検討 ・令和元年度(2019年度)中に今後の県の障害者雇用のあり方についての方針を策定し、方針に基づく取組を実施	・県庁における障害者雇用のあり方についての方針の策定を行った。		・策定した方針に基づく各種取組を実施する。	4
			(カ)ハラスメントゼロに向けた取組の実施 全ての職員が安心して活躍できるよう、各種ハラスメントに関する相談窓口の周知やハラスメント防止に向けた研修など、ハラスメントゼロに向けた取組を行う。		①・ハラスメントに関する相談窓口と合わせて、ハラスメント対応マニュアルを全職員へ周知した。 ②・OJT推進員研修においてハラスメント研修を実施(7月) ・本庁・合同庁舎での係長以上の職員を対象にハラスメント防止に係る出前研修を実施(8～9月) ・統一テーマ職場研修においてハラスメントをテーマとした研修を実施(9～12月)	OJT推進員研修(修了者209名) ・ハラスメント防止出前研修(修了者394名) ・統一テーマ職場研修(修了者3,881名)	各種ハラスメント対策指針の改正を行うとともに、引き続き相談窓口の周知を図る。 ・ハラスメント防止に係る研修を実施	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(1)人材	④職員の健 康の維持・増 進 (職員の心と 身体健康の づくり)	(ア)健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診 勧奨 「安全配慮義務」に基づき、各所属管理監督者が、受診に 関する業務の配慮や声掛けを行うよう啓発を行う。	(ア)健康診断の完全実施と精密検査・要治療 者への受診勧奨 ・定期健康診断受診率 100% ・がん検診にかかる精検受診率 100%	・受診機会の増 ・管理監督者による未受診者への声掛けや未受診理由確認による 個別対応などの受診勧奨	・定期健康診断受診率 100% ・がん検診精検受診率 90.0%	目標(令和4年度)と同じ	3
			(イ)ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の 改善 管理監督者向けの研修を実施し、各職場での職場環境改 善の取組実施を促すとともに、取組の結果報告をとりまと め、好事例等を還元するなど、情報共有を図る。	(イ)ストレスチェックの集団分析結果を活用した 職場環境の改善 ・各職場での職場環境改善の取組実施率 平成29年度(2017年度) 66.0% → 80%以上	・集団分析結果を配布し、その結果説明および職場環境改善方法 のセミナーを3回実施。 ・各職場の取組結果をとりまとめ、好事例等を還元した。	各職場での職場環境改善の取組実施率 82.0%	目標(令和4年度)と同じ	5
			(ウ)滋賀県職員版スマートライフプロジェクトの推進 「運動」「食事」「禁煙」「睡眠」「健診・検診」の5つの健康習 慣が容易に実施できるような環境づくりに取り組む。	(ウ)滋賀県職員版スマートライフプロジェクト の推進 ・「運動」:積極的に階段を利用したり、週1回以 上の定期運動をしたりする職員の割合 平成29年度(2017年度) 82.2% → 85%以上 ・「食事」:毎朝、朝食をとっている職員の割合 平成29年度(2017年度) 87.7% → 90%以上 ・「禁煙」:煙草を吸う職員の割合 平成29年度(2017年度) 12.4% → 10%未満 ・「睡眠」:睡眠で休養が十分とれている職員の 割合 平成29年度(2017年度) 49.9% → 60%以上	・積極的な階段利用の促進、睡眠や朝食摂取の重要性などの啓発 ・敷地内全面禁煙に伴う禁煙支援の実施 ・歯の健康と朝食摂取のセミナーや健康クッキング教室の開催	・「運動」の職員割合 84.4% ・「食事」の職員割合 87.5% ・「禁煙」の職員割合 10.4% ・「睡眠」の職員割合 51.1%	目標(令和4年度)と同じ	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(1)人材	④職員の健康の維持・増進 (職員の健康とワーク・ライフ・バランスを重視した働き方の推進)	(ア) 年次有給休暇の取得促進 管理監督職員による率先取得や朝礼・終礼等による職場内での情報共有で休暇を取得しやすい雰囲気醸成しつつ、夏季の計画的取得やゴールデンウィーク等の取得促進期間における2日以上取得を呼びかける。	(ア) 年次有給休暇の取得促進 ・年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数 平成29年度(2017年) 12.0日 → 令和4年(2022年) 14.0日	・年次有給休暇の取得促進通知の発出 ・年休取得促進期間の設定を通じた呼びかけ ・夏季集中休暇の実施 ・毎月の所属ごとの取得状況を掲示板に掲載	年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数 11.4日	目標(令和4年度)と同じ	3
			(イ) 定時退庁日における定時退庁の徹底 定時退庁日の呼びかけ(全庁放送、庁内LANへの掲示)、定時退庁実施率の公表などを行い、定時退庁の徹底を図る。	(イ) 定時退庁日における定時退庁の徹底 ・定時退庁実施率 平成29年度(2017年度) 87.9% → 95%	・庁内放送および掲示板による呼びかけ ・管理職による執務室の施錠 ・毎月の所属ごとの実施率を掲示板に掲載	定時退庁実施率 84.6%	目標(令和4年度)と同じ	3
			(ウ) 勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進 災害対応など業務の都合によりその時間帯に行うことが必要な場合や、行わなければならない業務に重大な影響を及ぼす業務がある場合を除き、午後10時以降の時間外勤務を原則として行わないこととし、共通事務端末への一斉メッセージの表示等による退庁の呼びかけや、午後10時以降の時間外勤務の状況の公表を行う。	(ウ) 勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進 ・午後10時以降の時間外勤務(災害対応等を除く)の件数(知事部局) 平成29年度(2017年度) 17,521件 → 9,000件	午後10時以降の時間外勤務を原則として行わないことについて、共通事務端末への一斉メッセージの表示等による退庁の呼びかけや、午後10時以降の時間外勤務の状況の公表を行った。	午後10時以降の時間外勤務(災害対応等を除く)の件数(知事部局) R1 11,231件 (R2.4月時点データ)	午後10時以降の時間外勤務を原則として行わないことについて、共通事務端末への一斉メッセージの表示等による退庁の呼びかけや、午後10時以降の時間外勤務の状況の公表を行う。	3
			(エ) 在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の推進 在宅勤務およびサテライトオフィス勤務を実際に利用した職員の活用事例の周知等により、制度への理解を深める取組を行い、必要な職員が必要な時に利用できる制度となるよう、引き続き環境整備を進める。	(エ) 在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の推進 ・在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の実施者数 平成29年度(2017年度) 23名 → 300名	・令和2年度から在宅勤務制度の拡充を行う(対象を全職員に拡大、育児・介護を行う職員は時間単位での実施を認める) ・新型コロナウイルス感染症対策のため、在宅勤務の積極的な利用を呼びかけ(3月)	在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の実施者数 133名	在宅勤務と時差出勤の両制度を年度内に一度でも活用した職員の割合 80% (新型コロナウイルス感染症対策の取組を通じて、在宅勤務制度等の運用や業務の見直し・改善を図る。)	3
			(オ) 勤務時間制度の更なる弾力化の検討 職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、柔軟な勤務時間制度の導入に向けた取組を進める。	(オ) 勤務時間制度の更なる弾力化の検討 ・ワーク・ライフ・バランスの実現ができていない職員の割合 平成29年度(2017年度) 53.9% → 80%	・新型コロナウイルス感染症対策のため、時差出勤制度を実施(3月)	(オ) 勤務時間制度の更なる弾力化の検討 ・ワーク・ライフ・バランスの実現ができていない職員の割合 R元年度 65.0%	目標(令和4年度)と同じ	3
			(カ) 管理職員の意識改革 管理職員が「イクボス宣言」を行い宣言書を執務室に掲示することや研修等を通じて、管理職員の意識改革を促す。		参事級以上の全職員で「イクボス宣言」を行い宣言書を執務室に掲示した。併せて、幹部職員研修(管理職意識改革研修)を実施した。		参事級以上の全職員で「イクボス宣言」を行い宣言書を執務室に掲示。併せて、幹部職員研修(管理職意識改革研修)を実施。	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(2)組織・体 制等	①最適な組 織体制の構 築 ②地方機関 のあり方検 討	①最適な組織体制の構築 (ア)必要な見直しの毎年度実施 県行政を取り巻く諸情勢を勘案し、各部署からの提案・意見 や他府県の動向などを踏まえながら、組織体制について、 毎年度、必要な見直しを行う。	①最適な組織体制の構築 (ア)必要な見直しの毎年度実施 ・毎年度、必要な見直しを行い、その結果を次 年度の組織体制に反映	必要な見直しを行い、その結果を次年度の組織体制に反映した。		引き続き、必要な見直しを行い、そ の結果を次年度の組織体制に反映 する。	4
			②地方機関のあり方検討 (ア)対話と丁寧な議論を経ての必要な見直し 地方機関のあり方について、幅広く意見を聞き取り、対話を 重ねながら、丁寧に議論を進め、必要な見直しを行う。	②地方機関のあり方検討 (ア)対話と丁寧な議論を経ての必要な見直し ・令和元年度(2019年度)から検討を開始し、実 施可能なものから順次見直しを反映	他府県の状況や国における議論等を整理した基礎資料を調製する とともに、庁内(関係部局、各地方機関)・市町関係者等に対して意 見聴取を行い、論点整理に向けた検討を行った。	令和元年度に得た意見等を踏ま え、論点整理を行い、必要な見直し 案の検討を行う。	3	
視座1「ヒ ト」	(2)組織・体 制等	③業務(質・ 量)とのバラ ンスを十分 考慮した適 正な定員管 理および給 与管理	(ア)適正な定員管理および給与管理 事務事業の不断の見直し、事業の効率化に加え、本庁と地 方、部局間、所属間における業務(質・量)に見合った人員 配置のバランスの点検を行うとともに、増大する行政需要に 的確に対応できるよう、毎年度、職員定数の見直しを行う。 年度途中においては、業務の繁閑調整や優先度に応じて、 部局間、所属間、係間で柔軟に人員の再配置や応援体制 の構築を行う。 これらの取組により、一人当たりの総労働時間数の削減を 図る。 また、人事委員会勧告を基本に、国家公務員の給与水準等 を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理に取り組 む。	(ア)適正な定員管理および給与管理 ・毎年度、適正な定員管理および給与管理を実 施	人事委員会勧告を基本とした給与改定を実施し、適切に給与管理 を行った。	・ラスパイレース指数 H29 100.2 H30 99.5 R01 99.3	目標(令和4年度)と同じ	4
視座1「ヒ ト」	(2)組織・体 制等	④業務上の リスクに適切 に対応する ための内部 統制体制の 整備	(ア)内部統制体制の整備 組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識 別および評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行 を確保する内部統制を整備し、その適切な運用を図る。	(ア)内部統制体制の整備 ・改正地方自治法の施行に向けた試行の実 施 ・円滑な内部統制制度の導入および監査委員 の視点も踏まえた効果的な制度の運用	・監査委員との意見交換等を行いながら体制の整備を進め、12月 から1月にかけて一部の所属を対象として制度の試行を行った。 ・3月に、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54 号)による改正後の地方自治法第150条第1項の規定に基づき、 「滋賀県事務適正化推進方針」を策定した。		・制度の適切な運用を図り、庁内の 事務の適正化を推進する。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(3)事務(広 域自治)	①市町との 連携等を通 じた地域課 題への対応	(ア) 地方自治にかかる様々な課題について議論する場の設置検討 国の動向等の情報収集等を行うとともに、県と市町が新たな自治体のあり方について議論する場の設置に向けて検討する。	(ア) 地方自治にかかる様々な課題について議論する場の設置検討 ・令和4年度(2022年度)を目的に県と市町が地方自治のあり方を検討し、ビジョンを共有できる場を設置	令和元年度、地方制度調査会の専門小委員会が23回開催されるなど、国において将来の地方自治体の在り方等について活発に議論されており、その情報収集を図った。		引き続き、地方制度調査会等の国の検討動向を注視し、情報収集に努める。	2
			(イ) 水道事業における広域連携の推進 「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」の活動を継続し、引き続き多様な形態による広域連携の段階的な検討を進める。	(イ) 水道事業における広域連携の推進 ・滋賀県水道ビジョンに基づき、広域化にかかる方向性とそのロードマップについて検討	「EBPMモデル研究事業」を活用し、データ収集・分析に関する知識を・技術を習得しつつ、広域連携検討の基礎資料となる各水道事業者のデータ収集を行った。	EBPMモデル研究事業研究会を年3回、ワーキンググループを年4回開催し、簡易的な将来予測およびシミュレーションを実施した。	広域連携検討の基礎資料となる水道事業者間の多様な形態のシミュレーションや、広域連携を進めるうえでの課題の整理を行う。	2
			(ウ) 下水道事業等にかかる広域化・共同化計画の策定 県・市町等による広域化・共同化計画の検討を目的に、「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、検討を進める。導入が想定される広域化・共同化施策を整理する。導入が想定される広域化・共同化施策ごとに、県・市町等による連携ブロックを取りまとめ、更に連携ブロックごとに検討を行い、計画書として取りまとめる。	(ウ) 下水道事業等にかかる広域化・共同化計画の策定 ・管内の市町等と連携して令和4年度(2022年度)までに広域化・共同化計画を策定	10月、12月に広域化・共同化研究会を開催し、実施可能な施策の整理および施策に対するブロック案の検討を行った。なお、3月に同研究会を開催し連携ブロックの決定を行う予定であったが、コロナウイルス感染症に伴うイベント等の自粛に伴い延期した。		広域化・共同化研究会の分科会を開催し、令和2年度中に「広域化・共同化計画作業部会案」を作成する。	2
			(エ) 森林・林業分野の人材育成支援等 森林・林業に関する専門的な知識や技能の習得および森林整備業務に必要な森林調査等の実地指導を行う研修機関(仮称)フォレストアカデミー)の設置など新たな仕組みを構築し、新制度に対応できる市町職員の育成を支援する。	(エ) 森林・林業分野の人材育成支援等 ・放置林対策に係る森林整備業務の発注が円滑に実施できる体制の構築 11市町 ・市町職員の人材育成支援 19市町	森林・林業に関する専門的な知識や技能の習得および森林整備業務に必要な森林調査等の実地指導を行う研修機関として、令和元年6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を設置。1月と3月に市町職員に対する研修を実施。	市町職員の人材育成支援 10市町(14人)	市町職員の人材育成支援 19市町	3
(オ) 土木分野の人材育成支援等 a 土木分野の人材育成支援 市町のニーズや社会情勢の変化を的確に捉えた研修となるよう内容を充実させるとともに、新しい行政課題や高度化・専門化する設計・施工技術に対応できる人材育成を支援するため、技術相談窓口を開設し、出前講座等の積極的支援を実施する。 b 土木分野の市町公共事業の発注支援等 公共工事の積算、施工管理に関する支援を継続し、総合評価方式の導入や最新の成績評定要領の活用に向けて、滋賀県地域発注者協議会に分科会・勉強会を立上げ、支援を行う。	(オ) 土木分野の人材育成支援等 a 土木分野の人材育成支援 ・ICT等の高度化・専門化する技術や入札事務等に円滑に対応できる人材の育成 b 土木分野の市町公共事業の発注支援等 ・総合評価方式の導入・実施 10市町 ・最新の成績評定要領の採用 19市町	・技術管理課、土木事務所および建設技術センターに技術相談窓口を1月に開設した。 ・滋賀県地域発注者協議会分科会を3回(8月、11月、1月)開催し、市町支援を行った。また、成績評定に関する出前講座を1回実施した。	・分科会等の開催 R1 4回	引き続き滋賀県地域発注者協議会や出前講座を通じて市町支援を実施する。(年4回開催)また、市町の総合評価方式導入を支援するため、市町向け総合評価ガイドラインを作成し提供する。	3			

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(3)事務(広 域自治)	②権限移譲・ 規制緩和や 事務の共同 化の推進	<p>(ア)権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化 各市町を個別に訪問し、地域の実情に応じたまちづくりを進めるにあたって見直すべき県と市町の役割分担や、支援となっている県の規制について意見交換し、対話を通じて積極的に提案の種を掘り起こすことにより、提案制度の活性化を図り、地域の課題解決につなげる。</p>	<p>(ア)権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化 ・全市町を訪問し意見交換を実施</p>	<p>・電話等により各市町への提案制度の周知、意見交換を実施した。 ・令和元年7月31日、企画調整課主催の「県・市町まち・ひととこと総合戦略連携推進会議」にて、本制度の趣旨を周知した。 ・市町からの提案内容および県からの回答を全市町に情報提供し、実際の事例の紹介とあわせて本制度の趣旨を周知した。</p>	<p>・電話等による各市町との意見交換や、提案事例等の各市町へのこまめな情報提供等を実施した。</p>	<p>権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化を図り、地域の課題解決につなげる。</p>	4
			<p>(イ)県税・市町税の徴収業務の共同実施等 個人県民税に係る収入未済額の縮減を図るため、徴収業務の共同実施を継続するとともに、対象地域の拡大を図る。また、課税事務についても、事務の効率化や納税者の利便性向上を図るため、市町との連携を検討・実施する。</p>	<p>(イ)県税・市町税の徴収業務の共同実施等 ・徴収業務の共同実施の対象地域 令和4年度(2022年度)までに1地域以上追加</p>	<p>令和元年4月から大津地域での共同実施等を実施した。 また、新たに令和2年度から「中部地域」での実施が決定した。</p>	<p>徴収業務の共同実施の追加地域 【R1】1地域</p>	<p>「目標(令和4年度)と同じ」</p>	5
			<p>(ウ)建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討 これまで県・市町それぞれが受付をしていた建設工事等入札参加資格審査申請書の提出先を一本化し、資格審査事務を共同化する。</p>	<p>(ウ)建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討 ・建設工事等入札参加資格申請受付・審査の共同化の実施</p>	<p>・全市町と協議を重ねて制度検討を進めた結果、全市町が参加した上で共同化事業を進めることについて合意に達した。</p>	/	<p>・入札参加資格審査申請受付システムの仕様等の詳細を決定するとともに、情報システム計画審査会の評価を得る。</p>	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(4)事務(推 進・改善)	①協働・連携 の更なる推 進	(ア)包括的連携協定の更なる推進 企業、大学等(以下「企業等」という。)と個別に連携している 事業に加えて、複数の企業等が連携する取組の実施に向け て、企業等と協議・検討を進める。また、情報発信を積極 的に行うことにより新たな企業等との包括的連携協定につ ながるとともに、締結した企業等に対する県政の情報の積 極的な提供や定期的な意見交換を通じて新たな取組につな げる。	(ア)包括的連携協定の更なる推進 ・包括的連携協定に基づく新たな連携事項 毎年度3件以上	(企画調整課) 個別大学ごとの意見・情報交換や、県内全大学学長等との意見交 換を行い、新規連携事業について検討した。 (県民活動生活課) ・包括的連携協定締結企業11社と意見交換会を実施 ・包括的連携協定締結企業・大学を対象に来年度事業等説明会お よび交流会を実施 ・各事業課が積極的に企業等と意見交換や事業連携を実施	(県民活動生活課) 包括的連携協定に基づく新たな連携事項 4件	(企画調整課) 大学関係者とのコミュニケーション を積極的にを行い、さらなる連携事業 を検討する。 (県民活動生活課) 包括的連携協定に基づく新たな連 携事項 3件以上	5
			(イ)コレクティブ・インパクトの導入 多様な主体の参加の下でテーマに応じた対話を行う「協働 プラットフォーム」による政策形成段階からの協働の取組を 更に進めるため、多様な主体の協働により社会的成果の創 出を目指す「コレクティブ・インパクト」の先行事例の情報取 集などを行い、県内においてその手法が取り入れられるよう 取り組む。	(イ)コレクティブ・インパクトの導入 ・令和4年度(2022年度)までに県内で導入	・令和2年3月に、コレクティブ・インパクトの勉強会を開催。 参加者にアンケートを取ったところ、27名のうち21名が取り組んで みたいまたは検討したいと回答。	78%	・コレクティブ・インパクトの普及 コレクティブ・インパクトを活用した 事業の質的向上の具体的事例の 検討 1件以上	2
			(ウ)ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入 民間事業者等が、民間資金を活用し、社会的課題の解決に 向けた事業を行い、自治体が成果に応じて報酬を支払う 「ソーシャル・インパクト・ボンド」の導入について、先行事例 の情報収集などを行い、県事業として手法が取り入れられ るよう取り組む。	(ウ)ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入 ・令和4年度(2022年度)までに県事業でのモデ ル導入 1件	・令和2年3月に、ソーシャル・インパクト・ボンドの勉強会を開催。 参加者アンケートの結果、27名中11名が取り組んでみたいまたは 検討したいと回答。 ・SIB導入には、成果指標の設定や資金調達等の課題が多い。	41%	・ソーシャル・インパクト・ボンドの把 握 県庁内での事業で導入可能な事 業の把握 1件以上	2
			(エ)県の施策等へ共感を得る取組や、地域課題解決に資 する寄附文化の醸成 滋養応援基金をはじめとする寄附等の情報発信強化により 県の取組への共感を得るとともに、「協働ネットしが」等によ るNPO等の活動状況の発信やNPO等への活動支援を通じ て、県民のNPO等活動への理解促進、寄附への関心向上 を図る。	(エ)県の施策等へ共感を得る取組や、地域課 題解決に資する寄附文化の醸成 ・令和4年度(2022年度)に企業、個人等からの 寄附件数 500件以上	・使い道を拡充し、幅広い分野に寄附をいただいた。 ・庁内関係課の広報ツールを活用するなど、情報発信を強化した。 ・寄附の使い道が具体的になく、寄附者の共感を得にくいことが課 題である。	107件(令和2年2月25日時点)	・より具体的な使い道を情報発信 し、寄附者に共感していただくこ とで、寄附を増やす。	2
			(オ)ネーミングライツを活用した地域貢献の土壌づくり 県民サービスの充実・向上につながる施設や事業運営と ネーミングライツパートナーの地域貢献を指向した協働型の ネーミングライツの活用促進を図る。 ・「滋賀県ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づくネー ミングライツの活用促進	(オ)ネーミングライツを活用した地域貢献の土 壌づくり ・ネーミングライツ成約 2件/年以上	・ネーミングライツの新規契約獲得に向けて、近江ゆかりの会やビ ジネスマッチングイベント等で企業等へPRを実施した。	2件	・ネーミングライツ成約 2件/年以 上	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(4)事務(推 進・改善)	②ICTの活用 による事務 の効率化や 県民サービ スの向上	<p>(ア)行政手続の簡素化の推進 県に対する許認可・補助金申請や届出等の行政手続につ いて、記載項目の削減や押印の廃止などの申請様式の簡 素化、添付書類の削減や写しの提出を可とするなどの添付 資料の簡素化、記入例・Q&A・チェックリストの公開、公金 収納方法の多様化の検討、電子申請の導入等を推進し、 事務の効率化や県民サービスの向上を図る。 電子申請の導入に当たっては、許可証や交付決定通知等 への電子署名の活用や、手数料等の電子納付の利用促進 を図る。</p>	<p>(ア)行政手続の簡素化の推進 ・電子申請可能な手続ごとの電子申請利用率 毎年5ポイント増</p>	<p>・手数料等の電子納付に対応するための電子申請システムの機能 拡充を実施。マルチペイメントネットワークサービスによるネットバン キングへの対応を図った。</p>	<p>電子申請可能な手続ごとの電子申請利用率 78.8%(平成30年 度 70.3%) → 8.3ポイント増</p>	<p>電子申請可能な手続ごとの電子 申請利用率 対前年度比5ポイント 増</p>	5
			<p>(イ)AIやRPA等ICTを活用した業務の効率化 帳票の読み取りやデータ作成、システム入力などの大量・ 単純な作業の自動化を推進する。 各種案内や相談対応の業務への活用の実用化に向けた検 証を進める。 業務上必要な知識や事例等の体系化と共有・検索の仕組 みなど、AI活用方策の研究を進める。 なお、ICTの活用等に当たっては、BPRの実施により、業務 のプロセスやそれぞれの作業に要している時間を把握・分 析した上で、不要なプロセスや重複している作業について検 証するなど、合理的で効率的な事務処理となるよう抜本的 な業務の見直しを検討するとともに、電子決裁率の向上に 取り組む。 また、職員のICT活用スキルの向上に向けて、庁内共通 情報基盤等の利用方法やルールの周知・習熟を目的とした 研修・相談会等や、AI・RPA等の最新ICTの動向に関する情 報提供、プレゼンテーション会等を実施する。</p>	<p>(イ)AIやRPA等ICTを活用した業務の効率化 ・全部または一部が自動化された事務処理の 件数 5件/年 ・庁内業務におけるAI活用方策の研究、実用化 に向けた検証の実施</p>	<p>・AI-OCR、RPAの利用により、以下の5件の事務処理の全部ま たは一部を自動化 ((①特定医療費(指定難病)支給認定申請業務、②同支給認定お たずね票入力業務、③同療養費請求業務、④同情報連携関係業 務、⑤身体障害者手帳交付業務) ・庁内業務におけるAI活用のニーズ調査</p>	<p>全部または一部が自動化された事務処理の件数 5件</p>	<p>・サービ型RPAを新たに導入し、全 庁各部署に共通する事務手続等 に係るシステム入力処理やパソコン 操作の自動化・省力化を図る。 ・全部または一部が自動化された 事務処理の件数 13件</p>	4
			<p>(ウ)全庁的なペーパーレス化の推進 行政運営を効率化し、生産性の向上を図るため、共有フォル ダの活用などにより、組織で共有する情報や資料のデジ タル化を図るとともに、ネットワーク、タブレット端末等を活用 することにより、全庁的に会議や協議のペーパーレス化を 進める。</p>	<p>(ウ)全庁的なペーパーレス化の推進 ・内部の会議・打ち合わせや内部協議の実施方 法 令和4年度(2022年度)までに原則として 全て ペーパーレス化</p>	<p>(行政経営企画室)・(情報政策課) 内部の会議・打ち合わせや内部協議のペーパーレス化を推進する ため、「会議開催に係るルール」を改定し周知した。 全執務室および会議室(一部を除く)に無線LANの整備を実施し た。 全ての共通事務端末について無線LAN設定を行った。</p>	<p>(行政経営企画室)・(情報政策課) 内部の会議・打ち合わせや内部協議のペーパーレス化を推進する ため、「会議開催に係るルール」を改定し周知した。 全執務室および会議室(一部を除く)に無線LANの整備を実施し た。 全ての共通事務端末について無線LAN設定を行った。</p>	<p>(行政経営企画室)・(情報政策課) 内部の会議・打ち合わせや内部協 議のペーパーレス化について、実 践事例とその効果を紹介し、庁内 での横展開を推進する。 3千台の共通事務端末の更新にお いても無線LAN設定を行った端末を 配付する。</p>	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(4)事務(推 進・改善)	③民間活力 の活用	(ア) 県立図書館業務のアウトソーシングの導入可否等の検討 図書館業務については、「これからの滋賀県立図書館のあり方」に基づく各種の取組を司書の専門性を生かして着実に推進する必要があることを念頭におきながら、他府県での導入事例の検証やコスト比較等を行うとともに、業務運営の実情を踏まえ、司書の専門的知識や経験が必要としない業務について、効果的・効率的な図書館運営の観点から、アウトソーシング導入可否等を検討する。	(ア) 県立図書館業務のアウトソーシングの導入可否等の検討 ・司書の専門知識や経験を生かして県民により充実したサービスを提供するための、効果的・効率的な図書館運営が行われるよう、アウトソーシングの導入等について検討し、可能なものから実施（アウトソーシングの導入可否は令和元年度（2019年度）中に判断する。）	・検討の結果、当館の役割や使命等を考慮して、現時点ではアウトソーシングの導入は行わない。 ・図書館行政を取り巻く社会情勢を見ながら、引き続き、司書の専門知識や経験を活かして県民により充実したサービスを提供するために、効果的・効率的な図書館運営の様々な方策の検討を続ける。		・司書の専門知識や経験を活かして県民により充実したサービスを提供するために、効果的・効率的な図書館運営の様々な方策の検討を続ける。	4
			(イ) 県立学校（特別支援学校・定時制高校）給食調理業務のアウトソーシングの導入可否の検討 安全で安心な学校給食の安定供給や栄養教諭による食育指導の充実のため、調理業務のアウトソーシングの導入可否を検討する。 <検討内容> ○導入による効果の検証 ○導入順、導入経費の削減方策、委託内容等の検討	(イ) 県立学校（特別支援学校・定時制高校）給食調理業務のアウトソーシングの導入可否の検討 ・令和2年度（2020年度）までに、アウトソーシング導入可否を判断（導入可能な場合） 導入可能な学校から令和4年度（2022年度）以降にアウトソーシングを導入する。	・県内学校給食において実績のある業者から聞き取りを行い、見積りを取った結果、委託化による経費削減は見込めない。 ・一方で、年々給食に係る人材確保が困難となる中で、委託化すれば人材確保ができるメリットがあることから、給食関連の全体経費の中で、どのような方法をとるべきか、検討の必要がある。	特別支援学校と定時制高校に分け、それぞれにおいて、 ①給食の必要性 ②給食継続のための条件・方法について改めて検討した上で、直営の場合の関係職員の雇用条件とそれに係る必要経費と委託方法とその方法毎の必要経費を比較し、今後の方向性を示す。	3	
			(ウ) 県立学校業務員業務のアウトソーシングの導入可否の検討 次の3つの観点から検討を行い、その結果によりアウトソーシングの導入可否を判断する。なお、県立学校における障害者雇用の推進に必要な体制の確保に留意する。 ○組織・雇用 ・各校毎の業務員配置状況（常勤・非常勤）と今後の見込み ○コスト面 ・単独校におけるアウトソーシング導入比較 ・複数校のグループ化を考慮したアウトソーシング導入比較 ○業務内容 ・アウトソーシングによる業務内容への影響	(ウ) 県立学校業務員業務のアウトソーシングの導入可否の検討 ・令和元年度（2019年度）にアウトソーシング導入可否を判断（導入可能な場合） 条件の整った学校から令和3年度（2021年度）以降にアウトソーシングを導入する。	他府県の状況を調査するため、9月に全国照会を行ったものの、令和2年度から導入される会計年度任用職員とのコスト改善効果の検討や、アウトソーシングの導入手法等について、改めて検討する必要がある。	アウトソーシングの導入可否について、コスト改善効果の発揮、県立学校における組織・職員の配置、業務品質の確保等に係る調査を行い、検討を行う	2	
			(エ) 他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導入可否の検討 他自治体における最近の事例を参考に、導入可能性のある業務を洗い出し、アウトソーシングをした場合のコストや改善効果等をもとに、アウトソーシングの導入可否の検討を行う。 <検討内容> ○他自治体の最近の事例、導入可能な業務の抽出 ○業務の現状分析、人件費の算出 ○効果的な導入の方法、導入による効果・コスト	(エ) 他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導入可否の検討 ・令和2年度（2020年度）までに、他自治体における最近の取組を参考にしてアウトソーシング導入可否を判断	全国照会の結果等も参考に、本県でのアウトソーシングの導入状況を確認し、本県でも導入の可能な業務の抽出に着手した。	全国照会の結果等も参考に、本県でも導入の可能な業務について検討する。	2	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座1「ヒ ト」	(4)事務(推 進・改善)	④事務の効 率化・適正化	(ア)情報システム開発・調達関連事務の集中化 ICTの専門知識を要する情報システム開発等の予算化、調 達の事務をシステム所管所属から情報政策課へ移管・一元 化し、所管所属の負担軽減を図る。	(ア)情報システム開発・調達関連事務の集中 化 ・情報政策課が予算化、調達の事務を行うシ ステム数 28システム	・10システムについて、情報政策課が予算化、調達の事務を実施 (公報作成システム、人事管理システム、会計年度任用職員人事 管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、文書管理シ ステム、歴史公文書管理システム、地域情報提供システム、電子申 請システム、グループウェア、次期Web会議システム)	情報政策課が予算化、調達の事務を実施したシステム数 10シ ステム	・情報政策課が予算化、調達の事 務を行うシステム数 6システム	2
			(イ)県立学校事務についての集中化等の検討 次のとおり段階的に検討を進める。なお、検討に当たって は、学校における障害者雇用の推進に必要な体制の確保 に留意する。 a 事務局関係各課・県立学校による学校事務についての 分析と課題整理(ワーキンググループ等の設置) b 作業手法、業務内容、実施場所、事務処理フロー(事務 職員、教員)について検討 c 組織体制、事務処理フロー案の作成 d 条件整備(システム改修等) e 試行	(イ)県立学校事務についての集中化等の検討 ・県立学校における適正な事務執行に向け、新 たな取組を実施	県立学校におけるICT機器の整備・運用状況を踏まえながら、事 務の集中化に向けた課題整理や事務処理体制等の検討を行う必 要がある。		県立学校のICT機器の整備・運用 状況を踏まえながら、県立学校事 務の集中化に向けた課題整理を行 い、手法や処理フロー等の検討を 行う。	2
視座1「ヒ ト」	(4)事務(推 進・改善)	⑤業務の更 なる見直し	(ア)職員間での対話を通じた業務の見直しの実施 職場における取組項目の設定や集中取組期間の設定など を通じ、各々の業務に対する気づきや職場での対話を促す 手法により業務の見直しを実施するとともに、事例の共有な どを通じて優良な取組の横展開を図る。		職場における取組項目の設定や集中取組期間の設定などを通じ、 各々の業務に対する気づきや職場での対話を促す手法により業務 の見直しを実施するとともに、事例の共有などを通じて優良な取組 の横展開を図った。		職場における取組項目の設定や集 中取組期間の設定などを通じ、 各々の業務に対する気づきや職場 での対話を促す手法により業務の 見直しを実施するとともに、事例の 共有などを通じて優良な取組の横 展開を図る。	2
			(イ)業務効率化に資する職員研修の実施 タイムマネジメントなど業務効率化に資する職員研修を实 施する。	・日頃から業務の進め方を意識的に工夫し、前 例にとらわれず事務の見直しに取り組む職員の 割合 95%以上 (参考:過去に実施した職員アンケートの結果) 平成29年度(2017年度):75.4% 平成27年度 (2015年度):64.5%	○チームのタイムマネジメント(修了者34名)、残業なしの仕事術 (修了者56名)すぐに活かせる業務改善(修了者39名)研修の実施	○タイムマネジメントや業務改善 等、業務効率化に資する研修を实 施		
			(ウ)キラリひらめき改善運動の実施 これまでの改善事例のストックをわかりやすい形で庁内共 有するとともに、改善運動で寄せられた業務効率化に資す るツールの積極的な活用を促すことにより、職員一人ひとり がキラリひらめき改善運動の意義を実感し、意欲的に参画 できる「改善の好循環」を生み出す。		これまでの提案、報告について、整理を行った上で庁内共有を行 い、改善運動で寄せられた業務効率化ツールを全庁で共有した。	職員一人ひとりがキラリひらめき改 善運動の意義を実感し、意欲的に 参画できるよう、庁内に積極的な周 知を図る。		
			(エ)タスクフォースを活用した業務の見直し 担当業務にかかわらず、幅広い職員が参加して現場の課 題等を踏まえながら自由に議論することを通じ、業務見直 しのアイデアを創造するための公募制のタスクフォースを設 置する。		職員公募により「横断的業務見直しに係るタスクフォース」を設置 し、現場の課題等を踏まえながら自由に議論することを通じて、3月 に業務見直しに係る提言を行った。	タスクフォースの提言内容の実現に 向けて、必要な調整・検討を行う。		

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座2「モ ノ」	(1)整備	①PPP/PFI の推進	(ア)PPP/PFI推進ガイドライン等の改定 PFI導入の優先的検討に係る事務の効率化を図るため、これまでの実績や類似事例を踏まえた検討手順等の見直しを行い、PPP/PFI推進ガイドラインに反映する。	(ア)PPP/PFI推進ガイドライン等の改定 ・PPP/PFI推進ガイドライン等の改定	優先的検討の期間短縮等の効率化を図れるよう、PPP/PFI推進ガイドラインおよびPPP/PFI手法導入優先的検討方針を改正した。			4
視座2「モ ノ」	(2)見直し	①施設総量 の適正化 ②更なる見 直しに向け た検討等	(ア)公共施設等マネジメント基本方針の改定 建築物 社会情勢等を踏まえて施設評価を行い、廃止、縮小、集約化、売却、移転等の検討および更新(建替)や大規模改修、長寿命化する施設について見直しを行う。	(ア)公共施設等マネジメント基本方針の改定 a 施設総量(建築物) 平成27年度(2015年度)末 1,476,627㎡ → 1,440,000㎡	・公共施設等マネジメント基本方針の改定(中間見直し)に向け、その基礎資料となる「長期保全計画(30年間)(建築物)」の見直しに着手。	平成30年度末時点 1,474,481㎡ (令和元年度取りまとめ)	・見直した長期保全計画を基に公共施設等マネジメント基本方針の改定(中間見直し)を行う。 ・目標(令和4年度)と同じ	2
			インフラ施設 施設規模の適正化や、ストック効果、整備費用、維持管理経費のバランスを十分考慮した投資の重点化を図りつつ、長寿命化計画等に基づきマネジメント基本方針を改定する。 公営企業施設 経営的視点、客観的指標による優先度・必要性を考慮した適切な投資を行うとともに、長寿命化計画等に基づきマネジメント基本方針を改定する。	b 個別施設計画の策定数 (建築物) 平成29年度(2017年度)末 79施設 → 令和2年度(2020年度)末 494施設(100%) (インフラ・公営企業) 平成29年度(2017年度)末 25計画 → 令和2年度(2020年度)末 36計画(100%)	・各施設所管課(建築物)に対し、個別施設計画の策定支援を行い、個別施設計画の策定を進めた。	○建築物 ・令和元年度末 477施設(個別施設計画策定不要の施設を含む) ○インフラ・公営企業 ・令和元年度末 34計画	目標(令和4年度)と同じ	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座2「モノ」	(3)管理	②指定管理者制度の導入拡大等（指定管理者制度の見直しおよび新たな管理運営手法の研究・検討等）	<p>(ア)指定管理者制度の見直し等 指定管理者制度導入施設の管理運営状況をわかりやすい形で公表し、県の説明責任を積極的に果たすとともに、指定管理者選定における競争性の確保に向け、次のとおり制度の所要の見直しを行う。 また、施設のより効率的・効果的な運営を図るため、指定管理者制度の導入拡大に向けて引き続き検討を行う。</p> <p>a 事業者の参入意欲を高めるための募集条件の見直し 事業者の参入意欲を高めるため、指定管理者の経営努力を十分考慮するなど、指定管理者募集時に県から提示する指定管理料の参考額のあり方を検討する。</p> <p>b 施設の管理運営状況の見える化 指定管理者選定における競争性を確保するとともに、県の説明責任を果たすため、施設の管理運営状況を県民・事業者に分かりやすい形で公表し、見える化を図る。</p> <p>c モニタリングの更なる充実・強化 指定管理施設のより一層適切な管理運営を確保する観点から、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル」を改定し、全庁統一的なモニタリング項目について所要の見直しを行う。</p>	<p>(ア)指定管理者制度の見直し等 ・指定管理者募集施設における申請者数の増 ・施設の管理運営状況の見える化 令和2年度（2020年度）より実施</p>	<p>指定管理者選定における競争性を確保するとともに、県の説明責任を果たすため、施設の管理運営状況を県民・事業者に分かりやすい形で公表し、見える化を図る必要があることから、他府県の状況を参考に、その手法について検討を行うとともに、その方向性について説明会を開催した。</p>		<p>令和元年度に検討し、方向性を示した内容に基づき、管理運営状況の公表を行う。</p>	3
			<p>(イ)コンセッション方式の導入にかかる研究・検討 公共施設等マネジメント基本方針改定に向けた検討段階で、コンセッション方式の情報収集・研究を進めるとともに、具体的な案件が対象となる場合には、官民連携プラットフォーム等も活用し、導入の検討および具体化に向けた取組を進める。</p>	<p>(イ)コンセッション方式の情報収集・研究および検討・具体化</p>	<p>コンセッション方式と指定管理者制度の制度に関する情報収集を行った。</p>	<p>目標（令和4年度）と同じ</p>	2	
視座2「モノ」	(3)管理	②指定管理者制度の導入拡大等（公券設置管理制度（Park-PFI）の導入検討）	<p>(ア)Park-PFIの導入 県営都市公園において、新たに設置した滋賀県公園緑地検討協議会（公園協議会）での意見交換を踏まえ、Park-PFI導入にむけ、事業者向けのアンケート調査などの事前調査を行っている。</p> <p>なお、Park-PFI制度の活用および公園協議会の開催については、令和5年度（2023年度）以降も継続的に行う。</p>	<p>(ア)Park-PFIの導入 ・県が管理する都市公園においてPark-PFIの導入3公園（予定）、湖岸緑地での導入検討</p>	<p>県が管理する都市公園（3公園）へのPark-PFIの導入に向けて、民間事業者へアンケート調査やマーケットサウンディング調査を実施した。</p>		<p>P-PFIの導入を目指す3公園の内、1公園については、公券を実施する。その他2公園については、引き続き民間活力導入手法（P-PFI、P-PFI+指定管理制度 等）の検討を行う。</p>	3
視座2「モノ」	(3)管理 (4)活用	<p>(3)管理 ①ファミリティマネジメントの推進 ③アセットマネジメントの推進</p> <p>(4)活用 ①未利用地の有効活用 ②サウンディング型市場調査の積極的活用</p>	<p>(ア)ファミリティマネジメントの推進 適切な維持管理を行い、長寿命化や更新等に係る対策を計画的・効率的に進めるとともに、民間活力の活用という観点から、指定管理者制度のより効果的な活用を進める。民間の資金・ノウハウ等を生かした資産活用を推進するため、庁内に民間と連携した情報交換の場として「(仮称)県有資産活用のひろば」を設け、サウンディング型市場調査等の積極的な活用を進める。</p>	<p>・運営改善目標の達成状況が80%以上到達している施設（建築物）の割合 平成29年度（2017年度） 79.7% → 90.0%以上</p>	<p>・適切な維持管理を行い、長寿命化や更新等に係る対策を計画的・効率的に進めた。 ・R2年度の公共施設等マネジメント基本方針の改定（中間見直し）に向け、長期保全計画の見直しに着手した。 ・民間の資金・ノウハウ等を生かした資産活用を推進するため、庁内に民間と連携した情報交換の場として「県有資産活用のひろば」を設置した。</p>	<p>平成30年度末 89.8%(令和元年度取りまとめ)</p>	<p>目標（令和4年度）と同じ</p>	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座2「モノ」	(4)活用	③国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けて整備する施設の有効活用	(ア)スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの推進施設におけるスポーツイベント等を活用した文化・スポーツツーリズムの推進に向けて、経済波及効果を高めるための関係機関との効果的な連携のあり方や具体的な取組を検討する。	(ア)スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの推進 ・文化・スポーツツーリズムの推進に向けた実行委員会等の組織の立ち上げ	ワールドマスターズゲームズの開催準備を通じて、スポーツツーリズムを意識した観光に関する発信も並行して取り組んでいる。	WMG2021関西特別体験プランとして16件の観光プログラムを造成	目標(令和4年度と同じ)	4
			(イ)施設の特徴を生かした活用 a (仮称)彦根総合運動公園 ・県民のスポーツ拠点や多様な主体の交流の場としての活用を実現するために施設の運用管理の方向性を決定	他府県の状況等情報収集を行い、施設の運用管理の方向性について関係課と協議、検討した。		県民のスポーツ拠点や多様な主体の交流の場として活用される施設に適した所管部局や運用管理方法について、令和5年度の供用開始に向け関係課と調整の上検討する。	2	
			(イ)施設の特徴を生かした活用 スポーツ施設として県民のスポーツ活動や健康づくりをより一層推進するとともに、スポーツ以外の様々な活動を促進するため、(仮称)彦根総合運動公園にあっては都市公園としての多様性や新県立体育館にあっては大学、医療機関、福祉施設が近接する立地など、それぞれの施設の特徴を生かした活用方策を検討する。	b 新県立体育館 ・大学をはじめとする周辺機関と連携して、スポーツや健康づくりを推進する観点から活用の方向性を決定	令和元年10月に議会の議決を得て、契約締結を行った。大学をはじめとする周辺機関との連携方法について、具体的な準備に着手した。	事業者とともに大学をはじめとする周辺機関と協議を行い、滋賀アリーナ(新県立体育館)で実施するスポーツや健康づくりに関する事業の詳細について検討を進める。	2	
			c その他の施設 ・施設の特徴を生かし、利用率や利用者の満足度の向上を図るとともに、スポーツ以外のイベント等でも積極的に活用される施設となるよう、具体的な取組に着手	調査を実施する都道府県の候補を選定した。		・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が終了した都道府県に対して、施設の活用例の調査を実施	2	
視座3「財源」	(2)財源不足への対応	財政の健全化	「①歳入確保」および「②歳出見直し」とおり	各年度における財政収支の均衡 持続的・安定的な県政運営 ・財源調整的な基金残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 297億円 → 毎年度160億円程度を維持 ・臨時財政対策債を除く県債残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 6,256億円 → 6,700億円程度	・財政収支見通しの作成(2回) 令和元年8月再試算 令和2年3月再試算 ・2月補正等において、不用額の追加調査などを行い、財源調整的な基金残高を確保 ほか	令和元年度末時点 ・財源調整的な基金残高 →326億円 ・臨時財政対策債を除く県債残高 →6,337億円	目標(令和4年度)と同じ	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 ア 県税収入 の安定確保 と貸付金 等未収債権 の徴収 イ 地方税財 源の充実強 化	ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (ア) 県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保 a 県税の適正な賦課徴収の実施 現行の税制度の検証等を進めるとともに、賦課徴収の体制の充実強化を図り、課税客体の確実な捕捉や適正な課税と確実な徴収を実施する。また、納税環境整備を図ることにより、新規滞納の発生抑制に努めるとともに、滞納整理の早期着手や徹底した滞納処分の実施に取り組み、収入未済額の縮減を図る。	ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (ア) 県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保 a 県税の適正な賦課徴収の実施 ・県税の収入未済額 令和4年度(2022年度)まで毎年度1億円ずつ縮減	県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保に向け、事務所毎の収入未済額の縮減目標に対し、各事務所が鋭意取り組んだ。	収入未済額の縮減額 【R1】0.55億円(決算見込)	「目標(令和4年度)と同じ」	3
			b 県税・市町税の徴収業務の共同実施等 個人県民税に係る収入未済額の縮減を図るため、徴収業務の共同実施を継続するとともに、対象地域の拡大を図る。また、課税事務についても、事務の効率化や納税者の利便性向上を図るため、市町との連携を検討・実施する。	b 県税・市町税の徴収業務の共同実施等 ・徴収業務の共同実施の対象地域 令和4年度(2022年度)までに1地域以上追加	令和元年4月から大津地域での共同実施等を実施した。また、新たに令和2年度から「中部地域」での実施が決定した。	徴収業務の共同実施の追加地域 【R1】1地域	「目標(令和4年度)と同じ」	5
			ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (イ) 県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の推進 適切な債権管理、徴収に関する知識の習得を目的とした研修会を開催する。また、「税外未収金の共同管理」により、任意の返済に応じない債務者に対しては訴訟・強制執行等の法的措置を実施するとともに、一括返済が困難な債務者に対しては生活状況等を確認したうえで、分納管理を行う。	ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (イ) 県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の推進 ・「税外未収金の共同管理」により県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の推進	・税外未収金の共同管理の実施（令和元年度未現在） 対象事業・金額 435件 133,515,324円 収納金額 88,349,081円 （うち令和元年度回収金額9,246,276円） ・平成31年4月18日、19日 新入者研修会（講義、ロールプレイング等） ・令和元年7月25日 税外未収金対策推進会議（税外未収金の決算状況、税外未収金対策の説明等） ・令和元年11月12日、27日 担当者研修会（講義等）	目標(令和4年度)と同じ	4	
			イ 地方税財源の充実強化 (ア) 県税収入の増収に向けた産業振興の推進 「滋賀県産業振興ビジョン」に基づき、産学官民の連携により、「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」、「高度モノづくり」、「ふるさと魅力向上」、「商い・おもてなし」の5つの切り口からのイノベーションの創出に重点的に取り組んでいるが、経済・社会情勢の変化に合わせ、令和元年度(2019年度)の「滋賀県産業振興ビジョン」改定を機に、新たな切り口からのイノベーションの創出に取り組む。 また、本社機能や研究開発拠点機能を有する企業の誘致等を進めるほか、起業や第二創業の促進を図る。	イ 地方税財源の充実強化 (ア) 県税収入の増収に向けた産業振興の推進 ・成長産業、魅力創造産業、地域密着産業の振興による本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化	令和2年3月に県議会の議決を経て、「滋賀県産業振興ビジョン2030」として策定することができた。	「滋賀県産業振興ビジョン2030」に基づき施策を推進し、本県産業の振興による本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化を図る。	4	
			イ 地方税財源の充実強化 (イ) 県税収入増加に向けた県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくり 軽油引取税・ゴルフ場利用税・県たばこ税・地方消費税について、関係部局と連携し、県税収入の増加に向け、県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくりに取り組む。	イ 地方税財源の充実強化 (イ) 県税収入増加に向けた県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくり ・県税収入増加につながる新たな枠組 3件以上導入	・軽油引取税に係る新たな枠組の導入に向けた関係団体との調整を図る準備を進め、翌年度から具体的調整を開始する目処が立った。 （課題）実現可能性および実効性が両立する枠組・取組を考える必要がある。	・軽油引取税に係る新たな枠組の導入に向けた関係団体との具体的検討に向けた事前準備 1件	2	
			イ 地方税財源の充実強化 (ウ) 地方税財源の確保と充実強化に向けた提案・要請 地方税財源の確保と充実強化に向け、引き続き、国に対して提案や要請を行う。 ・地方交付税総額の確保・充実、本県特有の財政需要を反映した交付税の算定 ・公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実 ・地方分権の実現に向けた税制抜本改革の推進等	イ 地方税財源の充実強化 (ウ) 地方税財源の確保と充実強化に向けた提案・要請 ・地方交付税総額の確保と充実強化、本県の財政需要を反映した交付税算定に向けた国への提案・要請事項の実現	・令和2年度に向けた政策提案・要望書(令和元年5月、11月) (地方交付税の確保・充実、臨時債の縮減、会計年度任用職員の地方財政措置) (琵琶湖の財政需要を反映した地方交付税算定) ・全国知事会要望 (地方一般財源総額の確保・充実等の提言) ・令和2年度に向けた地方交付税の算定方法に係る意見 等 (会計年度任用職員制度に係る需要の算定、湖沼に係る算定の見直し等) ・春と秋に実施した政策提案において地方税制度の見直し等について国に要望を行ったほか、全国知事会等を通して、地方税制度の見直し等に向けた働きかけを国等に対して行った。 (課題)地方税制に係る諸課題について、引き続き見直し等を求める必要がある	(財政課) ・地方交付税:2年連続増額、臨時債償分額も抑制 地方交付税 165,882億円(R1:161,809億円)+4,073億円 臨時財政対策債 31,398億円(R1:32,568億円)▲1,171億円 また、地方税等を含めた一般財源総額(水準超過含む)は、前年度を上回る額を確保(63.4兆円(R1:62.7兆円))。 ・会計年度任用職員制度施行への対応として、1,738億円を地財の歳出に計上 一般行政経費(単独)1,690億円ほか	(財政課) 目標(令和4年度)と同じ ※要望等も継続 (税政課) ・春と秋に実施している政策提案により地方税制度の見直し等について国に要望を行うほか、全国知事会等を通して働きかけを行う。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 ウ 受益者 負担の適正 化	(ア)受益者負担の適正化 行政財産の利用に係る使用料や役務の提供にかかる手数料について、社会経済情勢の変化等を踏まえた必要経費に対する負担のあり方を検討し、定期的に見直しを行う。使用料や手数料を徴収していないものうち、受益者に負担を求めざるべきものがないかについても併せて点検し、必要があれば項目の追加等を行う。 新たに生じた役務の提供など、個別の事務が発生した場合には、速やかに反映されるべく、随時条例の改正を行う。 令和元年(2019年)5月頃に改正見込みの消費税および地方消費税の税率引上げに係る「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(以下「標準令」という。)」に係る手数料の見直しを行う。	適切な料金設定の維持			目標(令和4年度)と同じ	4
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 エ 県有資 産の売却・利 活用	県有財産活用検討会議において未利用資産の処分方針等を決定するとともに、「(仮称)県有資産活用のひろば」を活用し、民間の意見を取り入れながら、県有資産の売却・利活用に向けた取組を進める。 (ア)県有資産の売却 未利用資産については、不用資産の圧縮、スリム化の観点から、必要な条件整備を着実に進め、売却を促進する。	(ア)県有資産の売却 ・財産売払い収入として見込む24件、3,040百万円の確実な売却	現在、土地の売却に向けて事前準備手続(境界確定、諸調査、入札準備)を鋭意進めている。 引き続き、今年度作成した売却に係るチェックリストや進捗管理表も活用しながら、次年度以降に売却を予定している物件も含めて、計画的に準備手続を進め、早期の売却に努める。	4件、90百万円(年度末実績)	8件、462百万円の確実な売却	2
			県有財産活用検討会議において未利用資産の処分方針等を決定するとともに、「(仮称)県有資産活用のひろば」を活用し、民間の意見を取り入れながら、県有資産の売却・利活用に向けた取組を進める。 (イ)県有資産の利活用 利用ニーズが低く、売却が困難になってきている資産の貸付けを検討するほか、その他の資産についても、未利用空間等を含めて配置の最適化を図るとともに、自動販売機の設置拡大や太陽光発電等の設置貸付け、駐車場の有料化、ネーミングライツの売却、壁面等を活用した広告の募集など、資産の有効活用を促進する。	(イ)県有資産の利活用 ・資産の新規活用件数 8件(4年間)	・「滋賀県庁 県有資産活用のひろば」を設置・運用を開始し、民間の意見を取り入れながら、既存資産を含めた県有資産の利活用に向けた取組を進めた。 ・新たに資産の活用を開始したものとしては土地の貸し付け1件(医療福祉拠点予定地)、自動販売機の設置が4件(琵琶湖博物館2件、東北部工業技術センター2件)、施設のネーミングライツが1件(びわ湖フローティング事業)あった。	6件(累計6件)	・引き続き、「滋賀県庁 県有資産活用のひろば」を運営し、県有資産の利活用の検討の促進を図る。 ・さらに自動販売機の設置やネーミングライツ等の新規活用を進める。	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※	
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 才 自主財 源 拡充に向 けた歳入確 保の積極的 な推進	(ア) 寄附等の促進 県内外に事業や施策等を積極的に発信し、寄附や協賛等 を促進する。	(ア) 寄附等の促進 平成30年度(2018年度) 収入見込額 百万円 ⇒ 137百万円	98	(行政経営推進課) HP等の改善による発信の工夫(滋賀応援寄附)や、企業訪問(国ス ポ・障スポ、琵琶湖博物館)等に取り組んだ。 (企画調整課) ・使い道を拡充し、幅広い分野に寄附をいただいた。 ・庁内関係課の広報ツールを活用するなど、情報発信を強化した。 ・法人・個人とも寄附額が減少した。	(行政経営推進課) 令和2年度収入見込額 134,339千 円 (企画調整課) 11,679千円(令和2年2月25日時点)	(行政経営推進課) 令和2年度収入見込額 134,339千 円 (企画調整課) 18,550千円(R2年度滋賀応援寄附 予算額)	3
			(イ) ネーミングライツの活用促進 事業者や現場がより利用しやすい仕組みづくりを進めると ともに、施設(施設の一部を含む)や事業、イベントなどの対 象案件拡大・魅力向上に取り組み、活用を促進する。	(イ) ネーミングライツの活用促進 平成30年度(2018年度) 収入見込額 百万円 ⇒ 55百万円	7	新たにR2から取組を開始する2件の契約があり、うち1件は事業を 対象にした案件の契約を締結したが、目標額は達成できていない。	9,100千円	3月から募集した滋賀アリーナの成 約、現在協議を進めているものの 成約に向けて取り組む。	2
			(ウ) 宝くじ販売の促進 県庁内外における宝くじの臨時販売の継続、宝くじの景品 利用の促進、ATM、インターネット販売等の普及啓発、コン ビニ等の販売チャンネルの拡大推進、広報活動の充実強 化を図る。	(ウ) 宝くじ販売の促進 平成30年度(2018年度) 収入見込額 百万円 ⇒ 3,400百万円	2,907	庁内での臨時販売や継続的な広報活動、また昨年度から始まった 宝くじ公式サイトでインターネット販売の拡大等により収益は改善見 込み	3,020百万円(年度末実績) +1.1億円(←H30:2,909百万円)	目標(令和4年度)と同じ	3
			(エ) 広告の活用推進 既に導入しているものについて引き続き実施していくととも に、対象とする媒体について様々な角度から検討のうえ、活 用を促進する。	(エ) 広告の活用推進 平成30年度(2018年度) 収入見込額 百万円 ⇒ 30百万円	29	紹介ツールの充実、発信等に取り組んだ。	17,561千円	令和2年度収入見込額 29,777千円	3
			(オ) 自動販売機の設置 利用者のニーズを踏まえ、原則公募による設置を進め、設 置拡大を図るとともに、省エネや創エネにつながる自動販 売機の導入についても検討する。	(オ) 自動販売機の設置 平成30年度(2018年度) 収入見込額 百万円 ⇒ 78百万円	74	琵琶湖博物館において新たな自動販売機の設置に取り組んだ。	76,793千円	令和2年度収入見込額 77,683千円	3
			(カ) その他 引き続きリサイクル資源の売却を継続するとともに、他会計 からの繰り入れによる収入など、常に財源確保を意識し、あ らゆる可能性を検討し、取り組む。	(カ) その他 平成30年度(2018年度) 収入見込額 百万円 ⇒ 352百万円	265	リサイクル資源売却や特別会計からの繰り入れについて取り組ん だ。	532,529千円	令和2年度収入見込額 353,186千 円	5

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	②歳出見直 し	<p>ア 政策的経費 約32億円 事業開始時からの状況変化、目的の達成、課題の消滅等により、事業継続の必要性が低下している場合は廃止するとともに、事業の効果や人的負担も含めた費用対効果が低下している場合は、経済性・効率性向上の観点から手法の見直しを行う。 なお、将来の歳出抑制につながる予防的経費や歳入確保に資する経費については、中長期的な観点から事業効果を捉え、その効果が損なわれることが無いよう留意する。 また、決算等で多額の不用が生じている事業は、積算や事業量等を精査し、不用額の縮減を図る。</p> <p>イ 公共事業費 補助公共事業については、喫緊の課題である災害に強い社会基盤づくりに向けて国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」に呼応した取組を国費や地方財政措置を最大限活用しながら、積極的に推進する。 単独公共事業については、近年顕発している台風等の災害の予防や、施設の老朽化等の課題に対応するため、事業の効率化や投資効果の早期発現に留意しながら必要な事業費を確保し、着実な推進を図る。</p> <p>ウ 内部事務費、施設管理その他事務事業費等の見直し 約20億円 行政を維持する上で根幹となる経費であることに留意しつつ、業務の見直し等を通じて一層の効率化、合理化を図るとともに、外部委託による場合は、より競争性が高まるよう必要な検討を行い、経費の縮減につなげる。</p> <p>エ 公営企業に対する繰出金 約3億円 公営企業において、収入確保や業務の効率化、組織のスリム化など一層の経営努力を行い、一般会計からの繰出金の縮減を図る。</p>	各年度における財政収支の均衡 持続的・安定的な県政運営 ・財源調整的な基金残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 297億円 → 毎年度160億円程度を維持 ・臨時財政対策債を除く県債残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 6,256億円 → 6,700億円程度	県債発行の大きな要因となる公共事業については、現場の状況や危険度等から効果が早期に発揮できる事業に重点化するなど、事業の優先度・緊急度を見極め、予算を計上した。 また、滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき、公共施設等の計画的な更新・改修に取り組んだ。	令和元年度末時点 ・財源調整的な基金残高 →326億円 ・臨時財政対策債を除く県債残高 →6,337億円	目標（令和4年度）と同じ	4
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自 主性拡大 ア モーター ボート競走 事業	<p>(ア)売上の向上 グレードレースの誘致や、年々売上が拡大している電話投票を中心に、更なる売上向上を目指す施策を実施する。</p> <p>(イ)本場の来場促進 多数の来場者数が見込めるグレードレースの誘致や、観光事業者と連携したツアー客の誘致に努めるとともに、若者や女性・ファミリー向けの施策として、イベントの実施やSNSを活用した情報発信を更に充実させる。 また新たに、キッズルームの改修やトイレのリニューアル等、快適な施設づくりに取り組む。</p> <p>(ウ)効率的な開催運営 本場来場者数に見合った効率的な開催運営を実施するとともに、外向発売所の整備によりコンパクトな発売体制が可能となったことから、場外発売日数およびナイター発売日数をさらに拡大し、受託事業収益の増加を図る。</p> <p>(エ)内部留保資金の確保 計画的な設備更新や収益拡大策により、内部留保資金の確保に努め、今後の老朽化設備更新に備えるとともに、起債の早期償還も目指す。</p> <p>(オ)次期中期経営計画の策定 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの次期中期経営計画を、令和元年度(2019年度)に策定する。</p>	令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)までの4年間で、12億円の一般会計繰出金を確保	<p>・令和2年度にPG I ヤングダービーの開催が決定した。 ・電話投票キャンペーンを実施して、電話投票売上の拡大に努めた。</p> <p>観光事業者と連携したツアーやプログラム体験等のイベントを実施するなど、本場の来場促進を図った。 また、キッズルームの玩具を充実させるなど、快適な施設づくりに取り組んだ。</p> <p>場外発売日数やナイター発売日数を拡大することによって、受託事業収益の増加を図った。</p> <p>起債の早期償還を目指し、減債積立金を積み立てた。</p> <p>次期中期経営計画を策定した。</p>	4億円の一般会計繰出金を確保	3億円の一般会計繰出金を確保	2

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自 主性拡大 ②工業用水 道事業およ び水道用水 供給事業	(ア)企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定 経営環境の変化や諸課題を踏まえ、今後も安全で安心な水 を安定して供給するため、令和2年度(2020年度)に終期を 迎える滋賀県企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定を 行う。	(ア)企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定 ・企業庁水道ビジョンおよび経営計画 令和2 年度(2020年度)未改定	・現ビジョン(経営戦略)の現状・評価・総括を行った ・次期ビジョン策定に向けて課題等を整理した ・懇話会設置(3月24日に第1回懇話会を開催した)		スケジュール(予定) 令和2年7月 第2回懇話会 9月 常任委員会報告 第3回懇話会 10月 常任委員会報告 11月 パブリックコメント実施 令和3年2月 第4回懇話会 3月 常任委員会報告 次期ビジョンの公表	4
			(イ)水道施設の耐震化等の推進 浄水場の耐震対策は、特に液状化により甚大な被害が想 定される吉川浄水場から、順次、対策を進める。また、管路 については、耐震管を用いて更新を行う。	(イ)水道施設の耐震化等の推進 吉川浄水場耐震対策工事 令和元年度 (2019年度)着手、令和4年度(2022年度)完了 ・管路耐震化率 用水(管路総延長 207km) 平成30年度 (2018年度)末 35.1% → 40.2% 工水(管路総延長 114km) 平成30年度 (2018年度)末 13.2% → 16.1%	・浄水場耐震対策 吉川浄水場耐震対策工事 令和元年度(2019年度)着手 ・管路耐震化率 用水(管路総延長 207km) 令和元年度(2019年度)末 36.6% 工水(管路総延長 114km) 令和元年度(2019年度)末 13.7%	同左	・浄水場耐震対策 吉川浄水場耐震対策工事 令和元年度(2019年度)着手、令 和4年度(2022年度)完了 ・管路耐震化率 用水(管路総延長 207km) 令和2年度(2020年度)末 37.0% 工水(管路総延長 114km) 令和2年度(2020年度)末 14.1%	2
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自 主性拡大 ②流域下 水道事業	(ア)組織のあり方検討 法の全部適用について、下記の視点で検討を深掘りしてい くための論点や材料を整理する。 ・組織の独立性の確保による効率化 ・水道部門との統合効果	(ア)組織のあり方検討 ・令和6年度(2024年度)を目途に一定の結論を 得るための論点整理	地方公営企業法の一部適用初年度であるが、先行の企業会計事 業や他の自治体等からの助言も受けつつ、着実に企業会計処理を 行った。		法適用の期限は令和2年であるた め、全国の流域下水道事業が法適 用となる。他自治体の動向を調査 し、本県との比較検討をしていく。	2
			(イ)広域化・共同化計画の策定 県・市町等による広域化・共同化計画の検討を目的に、「滋 賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、検討 を進める。導入が想定される広域化・共同化施策を整理す る。 導入が想定される広域化・共同化施策ごとに、県・市町等 による連携ブロックを取りまとめ、更に連携ブロックごとに検討 を行い、計画書として取りまとめる。	(イ)広域化・共同化計画の策定 ・管内の市町等と連携して令和4年度(2022年 度)までに広域化・共同化計画を策定	10月、12月に広域化・共同化研究会を開催し、実施可能な施策の 整理および施策に対するブロック案の検討を行った。なお、3月に同 研究会を開催し連携ブロックの決定を行う予定であったが、コロナ ウイルス感染症に伴うイベント等の自粛に伴い延期した。		広域化・共同化研究会の分科会を 開催し、令和2年度中に「広域化・共 同化計画作業部会案」を作成する。	2

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自 主性拡大 工 病院事 業	<p>(ア)第四次中期計画に基づく取組の推進 公立病院運営を取り巻く環境は大きく変化しており、その中で、県立病院として安全で質の高い医療を提供するとともに、政策医療としての専門性の高い医療や不採算医療を担い、各二次保健医療圏の病院等に対応困難な症例にも対応できるよう、三次保健医療圏を対象とした拠点病院としての役割を着実に果たす必要がある。特に、安定した経営基盤を確立するために、以下の取組を行う。</p> <p>a 経営状況の分析 現在の厳しい経営状況を改善するため、病院経営の専門家による現状分析、課題抽出、助言を得て、経営改善に向けた取組につなげる。</p> <p>b 収益の確保 各病院の機能の明確化と連携の強化を図るとともに、新たな診療報酬の取得に向けて取り組む。</p> <p>c 費用の適正化 人件費の抑制や薬品、診療材料の購入費用の抑制と使用効率の改善に取り組むほか、委託業務の見直しや施設の適切な管理運営による費用の抑制に努める。</p> <p>d 目標の進行管理 中期計画の進行管理については、PDCAサイクルによる目標管理を実施し、病院ごとに各年度2回の自己評価を行うとともに、経営改革の達成度を専門的な見地および県民の視点から評価を行う機関として、外部委員で構成する「滋賀県立病院経営協議会」を設置し、同協議会による外部評価を実施する。</p>	<p>(ア)第四次中期計画に基づく取組の推進 ・中期計画における収支目標の達成 病院事業庁全体の経常収支比率： 令和元年度(2019年度)100.1%、令和2年度 (2020年度)100.3%</p>	<p>・第四次県立病院中期計画の収支計画については、経常収支の令和元年度(平成31年度)計画値14百万円に対して、△946百万円の赤字(税抜)である。</p> <p>・入院患者の減や医師体制の不足等による収支の悪化となったため、今後は各種加算の取得や医師、看護師等医療スタッフの増員を行い収益の拡大を図る。</p> <p>・材料費等の節減と人員確保が課題となるが、今年度は材料費節減のため、薬品費の価格交渉を行い一定の効果があった。</p> <p>・今後は、新型コロナウイルス感染症対応等により病院を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、的確に経営状況を把握し持続可能な経営体となるよう取り組む必要がある。</p>	経常収支比率:96.0%	経常収支比率:100.3%	3
			<p>(イ)県立病院のあり方検討および第五次中期計画の策定・取組の推進 総合病院と小児保健医療センターの令和6年(2024年)1月の統合に向けた準備を進めることと並行して、国の医療制度等の動向や他の自治体における地方独立行政法人化の状況を見据え、県内医療機関や関係団体、庁内各部署とも協議しながら、県立病院に求められる役割を整理・検討する。その結果は、令和2年度(2020年度)に策定する次期の県立病院中期計画に反映するとともに、計画に基づく取組を推進する。</p>	<p>(イ)県立病院のあり方検討および第五次中期 計画の策定・取組の推進 ・令和2年度(2020年度)末までに第五次県立病 院中期計画を策定し、同計画を推進</p>	<p>・幹部会議で現在の経営状況の共有と中期的な収支シミュレーションについて議論を行った。</p> <p>・第五次中期計画の策定に向け、県立病院のあり方について、経営協議会外部委員や県政モニターと意見交換を行った。</p> <p>・安定的な経営基盤を確立するため、令和2年度の早期に中長期の収支シミュレーションを作成するなど第五次中期計画策定に向けた取組を加速していく。</p>		目標(令和4年度)と同じ	3
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	②出資法人 の経営改 善、自立性 拡大の推進	<p>(ア)法人ごとの計画に基づく進捗管理 各出資法人へ適切に関与を行うにあたり、出資法人との間で、法人ごとの計画を定め、進捗管理を行う。</p> <p>出資法人のうち、滋賀県土地開発公社および(公財)滋賀県希望が丘文化公園については、幅広くあり方の検討に向けて取り組むよう、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。</p> <p>また、(公財)滋賀県環境事業公社、(一社)滋賀県造林公社、(公財)滋賀食肉公社および(株)滋賀食肉市場については、県が債務保証・損失補償、長期貸付けまたは短期貸付けを行う出資法人であることから、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。</p> <p>なお、(公財)滋賀食肉公社および(株)滋賀食肉市場は、総務省通知(平成30年(2018年)2月20日付「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」)を踏まえて策定する経営健全化方針に基づく取組を行う。</p>	<p>・県以外の者からの収入の拡大 法人全体として令和4年度(2022年度)において 平成30年度(2018年度)より拡大</p> <p>・県の財政的リスク(損失補償・債務保証、長 期・短期貸付け)の縮小 法人全体として令和4年度(2022年度)において 平成30年度(2018年度)より縮小</p>	<p>出資法人ごとの計画に基づく取組の進捗管理について、別途実施している出資法人の経営評価において、一体的に把握、評価した。</p>		引き続き、法人ごとの計画に基づく取組の進捗管理を行うとともに、必要な関与を行う。	2
			<p>(イ)経営評価の実施および公表 出資法人の経営状況の把握および各出資法人への適切な関与に資するよう、毎年度、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表する。</p>		<p>各出資法人について出資法人自身および県による経営評価の実施により、法人の経営状況や課題を明らかにし、経営改善につなげるとともに、透明性の向上を図るため評価結果を公表した。</p>		引き続き、経営評価を実施し、公表する。	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座3「財 源」	(4)「未来へと 幸せが続く 滋賀」構築に 向けた行政 需要と新た な財源		(ア)「琵琶湖森林づくり県民税」の見直し 令和3年度(2021年度)を始期とする次期「琵琶湖森林づくり 基本計画」の策定と並行して、平成30年(2018年)に制定さ れた森林経営管理法を踏まえ創設される森林環境税(令和 6年(2024年)導入)や森林環境譲与税(令和元年(2019年) 導入)との整合性に留意し、県と市町との役割分担、連携協 力の状況も踏まえ、公益的機能が高度に発揮される森林づ くりの財源としてのあり方を検討し、適切な制度として運用 する。	(ア)「琵琶湖森林づくり県民税」の見直し ・「琵琶湖森林づくり県民税」制度を見直し、令 和2年度(2020年度)を目標に条例改正	・滋賀県税制審議会に琵琶湖森林づくり県民税のあり方について 諮問を行い、答申の準備段階まで取り組みを進めた。		・滋賀県税制審議会から、琵琶湖 森林づくり県民税のあり方について 答申をもらい、令和2年度中に条例 改正を行う。	3
			(イ)「琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方」検討 琵琶湖の利用と負担にかかる過去の検討の再整理や、負 担の類型化および課題整理を進めた上で、琵琶湖の維持 管理経費とその原因者や受益者との関係、利用に対する負 担の妥当性等について整理し、実現可能性のあるものにつ いて負担の導入・制度化の検討を進める。	(イ)「琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり 方」検討 ・琵琶湖の活用と負担について一定整理し、実 現可能なものから取組を開始	実現の可能性があると思定される事例の具体化、制度化に向け て、外部有識者からの意見聴取を実施しながら、庁内関係所属に よる検討会議や琵琶湖保全再生推進本部における議論・検討を進 め、令和元年度の検討結果を取りまとめた。	目標(令和4年度)と同じ	4	
			(ウ)「地域特性を踏まえた公共交通の維持確保」に向けた 検討 平成30年(2018年)に実施した地域の移動需要や公共交通 に対する意識に関する調査の試行を踏まえ、バス交通につ いて、滋賀県における地域公共交通の社会的便益や投資、 費用負担や補助制度のあり方等について研究、議論を進め る。	(ウ)「地域特性を踏まえた公共交通の維持確 保」に向けた検討 ・地域公共交通を支えるために必要な投資や費 用負担のあり方等について取りまとめ	・県政世論調査において地域公共交通の利便性や支払意思を確 認し、MaaSのアプリ開発を行っている大津市での実証実験を検討 (R1年6月)。 ・また、地域の移動支援に取り組むため、県と滋賀県自動車販売協 会との連携による「滋賀県版MaaSチャレンジプロジェクト」が発足 (R1年10月)。外部資金を活用した実証実験の取組地域を募るた め、県内市町への説明会を実施(R1年11月)。 ・地域特性を踏まえて検討を進めることが課題であることから、類 型化を行うとともに、バス交通に係る課題検討ワーキングを開始 (R2年2月)。	新たな技術やサービスを活用し、公共交通の利便性向上や移動手 段の確保、費用負担のあり方を検討していくため、MaaSを活用した 実証(大津地域)と交通不便への対応に向けた新たなデマンド交通 の実証(竜王町)の2地域で実験計画を作成。	バス等の利便性向上(MaaS)、交通 不便に対応する移動手段の導入 (デマンド型交通)やを目的とした実 証実験を実施(大津市、竜王町) し、交通サービス向上に対する利用 者の支払意思を把握。	3
			(エ)「滋賀県税制審議会」の設置・運営 「滋賀県税制審議会」を設置し、本県の様々な政策目標や 社会経済情勢の変遷により変化していく行政需要を踏ま え、受益と負担の適正化を図るため、課税自主権の活用や 現行税制のあり方について、専門的な見地から検討・調査・ 審議を行う。	(エ)「滋賀県税制審議会」の設置・運営 ・「滋賀県税制審議会」を設置し、年1件以上の 案件について諮問	・法人県民税法人税制超過課税・中小法人不均一課税および琵琶 湖森林づくり県民税のあり方について諮問を行った。 ・琵琶湖森林づくり県民税のあり方について諮問を行った。	諮問2件	・「滋賀にふさわしい税制のあり方」 について諮問を行う。	5

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座4「情報」	(1)収集	①県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映	(ア) 県民政策コメント制度の見直し 他自治体での取組事例等を調査し、広聴事業全体の中の効果的な活用も図りながら、より多くの県民の声が提出されるよう、制度の趣旨を踏まえた活性化に向けて、必要な見直しを行う。	(ア) 県民政策コメント制度の見直し ・活性化に向けた制度見直し ・令和元年度(2019年度)末まで ・1案件当たりの意見提出件数 平均64件以上(過去5年平均 32件)	広聴事業全体の中での効果的な活用も図りながら、より多くの県民の声が提出されるよう、制度の趣旨を踏まえた活性化に向けて、必要な見直しを行った(R2.4月に庁内へ通知予定)。	・広聴事業全体の中での効果的な活用も図りながら、より多くの県民の声が提出されるよう、制度の趣旨を踏まえた活性化に向けて、必要な見直しを行った ・1案件当たりの意見提出件数 R1 平均27.5件	・1案件当たりの意見提出件数 平均64件以上(過去5年平均 32件)	3
視座4「情報」	(1)収集	②情報収集活用の研究	(ア) 日常業務で得た情報を行政経営に生かすための方法・仕組みの研究 ・モバイル機器やドローン等の県庁内での活用状況等を踏まえるとともに、他自治体等での事例を調査し、情報をデジタルデータ化して、分析・加工・共有し、行政経営に生かすための方法・仕組みについて研究を始める。	(ア) 日常業務で得た情報を行政経営に生かすための方法・仕組みの研究 ・令和2年度(2020年度)を目途に研究結果を一定取りまとめ	全国知事会がとりまとめる行政改革事例により事例の収集を行った。		研究結果を一定取りまとめる。	2
視座4「情報」	(2)活用	①客観的な証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進	(ア) データに基づく施策検討の仕組みづくりの検討・構築 将来人口の推計結果を政策に活用するなどデータに基づくモデル的な研究を進めるとともに、県内自治体の政策にEBPMを定着させるための研究チームを立ち上げ、EBPMによる施策構築のための新たな仕組みづくりに向けた検討を行う。	(ア) データに基づく施策検討の仕組みづくりの検討・構築 ・令和3年度(2021年度)までに県の政策立案プロセスへの反映方法を検討し、具体的な仕組みを構築	(企画調整課) EBPM研究チームを立ち上げ、先進地の事例調査を中心に検討を進めた。 チーム会議3回開催 先進地視察2回実施 本県の政策立案プロセスへの具体的な反映方法について検討が必要	(統計課) ・EBPMモデル研究事業の実施 1件	(企画調整課) 本県の政策立案プロセスへの具体的な反映方法を検討	4
			(イ) 県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実 統計に関する知識、データ分析手法等のレベルアップを目的に、県・市町職員を対象にした研修を充実する。	(イ) 県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実 ・統計研修の年間受講者数 150人以上(過去5年の平均94.4人)	県・市町職員を対象に、統計課職員による統計の基礎に係る研修等を6・7・8・11月(計156人)に、滋賀大学データサイエンス学部教員による統計分析等に係る研修を9・10月(計40人)を開催した。	統計研修の年間受講者数 R1 196人	統計研修の年間受講者数 R2 122人	5
視座4「情報」	(3)公開	①オープンデータ化の徹底と民間活用の推進	(ア) オープンデータ化の推進 県ホームページ等で公開済みの情報のほか、県民・企業等へのニーズ調査に基づく情報や国選定の推奨データセット等に基づく情報のオープンデータ化と、データの二次利用が容易な形式への変換を促進する。	オープンデータ化された情報数 152種 → 300種	・県ホームページ等で公開済みの情報を中心にオープンデータとして、カタログサイトで公開	オープンデータ化された情報数 209種	・新たに「オープンデータ化の推進に関する指針」を定め、県が保有するデータの公開と活用促進にあたっての基本的な考え方を庁内で共有を図り、取組の拡大を図る。	3
			(イ) オープンデータ活用の促進 産学官連携組織「滋賀県地域情報化推進会議」における各種セミナーやデータ活用コンテスト等の取組を通じて活用を促進する。		滋賀県地域情報化推進会議ICT活用検討部会において、研究会2回、勉強会2回を開催	研究会において活用提案を募集 10件の応募	活用提案に基づく分析に着手し、下半期に分析結果に基づく報告会を行う。また、データ活用にかかるセミナーを開催し、利活用の裾野を広げていく。	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
視座4「情 報」	(3)公開	②条例に基 づく現用公 文書の適正 な管理およ び特定歴史 公文書等の 適切な保 存、利用等 の推進	(ア)現用公文書の適正な管理の徹底 各実施機関における適正文書管理の統一の実施のためのガイドライン等を作成し、当該ガイドライン等に基づき、各職員が適正文書管理を行うことができるよう、階層別の研修の実施や公文書管理に関する調整会議等の開催を通じて、その内容を周知徹底する。 また、現用公文書の管理体制の整備やコンプライアンスに関する職員のセルフチェックの中で現用公文書の適切な管理を確保するとともに、毎年度、現用公文書の管理状況を取りまとめ、県民に公表する。	(ア)現用公文書の適正な管理の徹底 ・研修時のアンケートにおいて文書管理が「常にできている(100%)」または「ほぼ、できている(80%以上)」と回答した職員の割合 100%	・滋賀県現用公文書の管理に関するガイドラインを作成し、各実施機関に通知した。また、ガイドラインを踏まえ、滋賀県文書管理規程の改正その他必要な規程の整備を行った。 ・公文書管理の具体的方法等について職員を対象とした研修会を開催するとともに、公文書管理に関する調整会議を開催し、各実施機関への周知を行った。	・職員向け説明会等 延べ9回実施 ・公文書管理に関し、公文書管理・情報公開個人情報保護調整会議 1回開催	・研修時のアンケートにおいて文書管理が「常にできている(100%)」または「ほぼ、できている(80%以上)」と回答した職員の割合 70%	4
			(イ)特定歴史公文書等の適切な保存、利用等 特定歴史公文書等の利用に関する運用ルールを策定するとともに、県立公文書館において、特定歴史公文書等の展示、インターネットの利用による提供を行うほか、教育機関、図書館等との連携による特定歴史公文書等の利用の促進に関する事業を実施する。	(イ)特定歴史公文書等の適切な保存、利用等 ・県立公文書館の年間利用者数 3,000人	・滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則(令和2年滋賀県規則第13号)を制定するとともに、利用申請に対する審査基準を策定した。 ・県立公文書館の閉館と合わせて運用を開始できるよう、滋賀県歴史公文書システムを整備した。 ・文書目録データおよびデジタルアーカイブとして公開するためのデータを作成した。	・文書目録データを約22,000件作成 ・デジタルアーカイブ用のデータを8,000ページ作成 ・県政史料室利用者数 1,551人(2月末現在)	・県立公文書館の年間利用者数 2,000人	4
行政経営 方針の着 実かつ迅 速な推進 を図るた めに	(1)職員の理 解と行動	-	(ア)職員に対する周知と職員意見等の把握 職員に対して、行政経営方針2019および同実施計画の概要版を配布するとともに、令和元年度(2019年度)に地方機関を含む全庁を対象に意見交換会等を開催し、同方針等の積極的な周知を図る。加えて、職員アンケート等を実施し、職員の意見等の把握に努める。		・3月に開催した内部統制制度の説明会において、職員に対し、行政経営方針2019および同実施計画の概要版を配布し、取組の位置付け等について理解を促すとともに、同方針等の積極的な周知を図った。 ・職員の意見を特に踏まえる必要のある健康経営の実践状況について、職員アンケートの実施により、職員の意見等の把握を行った。		引き続き職員アンケートの実施等により、職員の意見等の把握を行う。	
			(イ)職員と知事が思いを共有する場の設置 職員一人ひとりがやりがいをもって楽しく働ける環境づくりに向け、職員が知事に現場の思いを直接伝えるとともに、知事が職員に自らの思いや考えを伝え、共有する場として「知事と話そう!職員座談会」を定期的で開催する。		概ね1カ月に1回のペースで職員座談会を開催し、知事と職員の思いを共有する場を設けることができた。	職員座談会 12回開催	引き続き、概ね1カ月に1回のペースで職員座談会を開催する。	
			(ウ)健康経営にかかる取組の人事評価への反映 健康経営の理念を共有し、その実践に向けて自律的に取り組む組織となるよう、健康経営にかかる取組を人事評価の業績評価項目として設定する。		今年度より健康経営にかかる取組を人事評価の業績評価項目として設定		健康経営にかかる取組を人事評価の業績評価項目として設定(継続)	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和元年度 取組状況・課題	令和元年度 数値結果	次年度の目標	R4目 標に対 する進 捗状況 ※
行政経営 方針の着 実かつ迅 速な推進 を図るた めに	(3)進行管理	-	(ア)目標の達成状況の把握等 それぞれの推進担当課等において、取組内容に応じて適切な期間ごとに、目標の達成状況を把握するとともに、Study(振り返り、課題等の検証、対策等の検討)を実施し、その結果を次年度等の取組に反映させる。目標の達成状況やStudyの結果については、年2回程度、全取組項目の取りまとめを行う。		目標の達成状況把握のため、関係所属へ年2回の進行管理を実施した。 1回目：令和元年8月～9月 2回目：令和2年2月～3月		目標の達成状況把握のため、関係所属へ年2回の進行管理を実施する。	
			(イ)行政経営改革委員会における評価等 主要な取組項目について、行政経営改革委員会に達成状況等を報告し、目標の達成状況等について、評価を行うとともに、必要に応じ、同委員会から実効ある取組に向けた意見をいただく。		進行管理した内容を1回目の分は令和元年12月に開催した第6回滋賀県行政経営改革委員会において報告した。		進行管理した内容を滋賀県行政経営改革委員会において報告する。	
			(ウ)分かりやすい情報発信 目標の達成状況等については、県ホームページ等を通じて、県民に分かりやすく情報発信するとともに、特に主要な取組項目については、行政経営改革委員会からの意見も付して情報発信する。		行政経営改革委員会での報告・審議内容を県HPに掲載した。		行政経営改革委員会での報告・審議内容を県HPに掲載する。	

※令和4年度末(計画最終年度)の目標に対する進捗状況の区分について

区分	1	2	3	4	5
(数値目標あり)	未着手	50%未満	50%以上～ 100%未満	100%	100%超
(数値目標なし)		目標半ば未 満の進捗	目標半ば以 上の進捗	目標どおり 進捗	目標を超える 進捗